

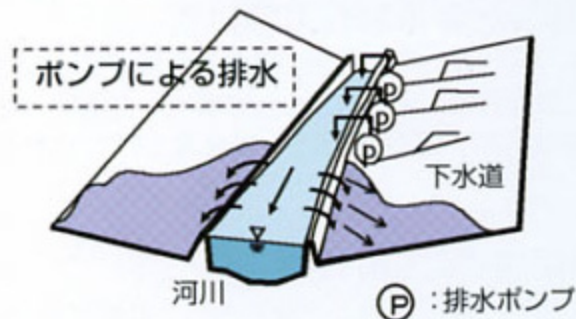
2 流域水害対策計画の策定（第4条）

流域水害対策計画は、総合的な浸水被害対策を推進するために、特定都市河川の河川管理者、特定都市下水道の下水道管理者、関係都道府県知事及び市町村長が共同して策定する。

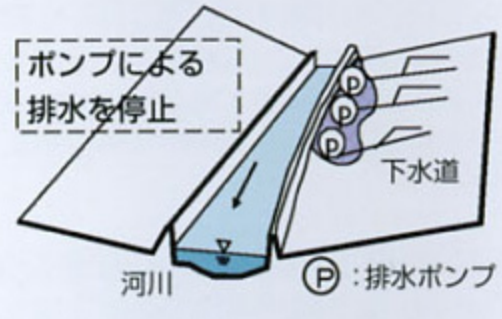
(1) 計画事項

- ① 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
- ② 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
- ③ 特定都市河川の整備に関する事項
- ④ 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
- ⑤ 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く)
- ⑥ 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
- ⑦ 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る)の操作に関する事項
- ⑧ 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
- ⑨ その他、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

《特定都市下水道のポンプ操作による浸水被害イメージ》



排水ポンプの排水により内水被害は解消されるが、下流の河道の流下能力の低い区間で外水は氾濫を起こす恐れがある。



排水制限により、排水ポンプ場周辺で内水被害を起こす恐れがある。

- 現場の混乱を回避するため、あらかじめ河川の水位等に応じて排水ポンプの放流量を制限する規定(運転調整ルール)を定めることが必要。

(2) 計画手続

- ・河川管理者が国土交通大臣以外の場合は、流域水害対策計画の策定に当たり国土交通大臣の同意付き協議が必要。
- ・流域水害対策計画策定に当たり、河川及び下水道に関する学識経験者からの意見聴取が必要。
- ・流域水害対策計画策定に当たり、必要に応じて公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させる措置が必要。
- ・流域水害対策計画を定めたときは、官報、都道府県及び市町村の公報に掲載するとともに、インターネットのホームページに掲載する等の適切な手段により周知に努める。
- ・流域水害対策計画を変更しようとする際にも、策定時と同様の手続が必要。